

労働基準法違反の疑いで書類送検

～ 1 か月分の賃金不払いの疑い～

豊橋労働基準監督署（署長 井奥善久）は、令和 8 年 6 月 10 日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで豊橋区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社湯谷観光ホテルほか 1 名
（所在地：愛知県新城市豊岡 事業内容：旅館業）

2. 被疑条文

労働基準法第 24 条（賃金の支払）
労働基準法第 120 条第 1 号（罰則）
労働基準法第 121 条第 1 項（両罰規定）

3. 被疑内容

労働基準法では、労働者に対し、毎月一回以上、一定の期日を定めて賃金の全額を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者 4 名に対する令和 6 年 4 月 21 日から同年 5 月 20 日までの賃金を、所定支払日に支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

賃金不払における被害額
労働者 4 名に対する定期賃金の不払総額は、406,220 円である。

5. 関係法条文

労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日 法律第 49 号）
（賃金の支払）
第 24 条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との

書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われた賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第 89 条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りではない。

(罰則)

第 120 条

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、第 18 条第 7 項、第 22 条第 1 項から第 3 項まで、第 23 条から第 27 条まで、第 32 条の 2 第 2 項（第 32 条の 3 第 4 項、第 32 条の 4 第 4 項及び第 32 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）第 32 条の 5 第 2 項、第 33 条第 1 項ただし書、第 38 条の 2 第 3 項（第 38 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）第 39 条第 7 項、第 57 条から第 59 条まで、第 64 条、第 68 条、第 89 条、第 90 条第 1 項、第 91 条、第 95 条第 1 項若しくは第 2 項、第 96 条の 2 第 1 項、第 105 条（第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 106 条から第 109 条までの規定に違反した者

(両罰規定)

第 121 条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。